## 処 分 基 準

令 名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

法

令和4年4月14日作成

| 提 拠 条 項:第30条第2項         処 分 の 概 要:店舗型性風俗特殊営業の廃止命令         原権者 (委任先):京都府公安委員会         法 令 の 定 め:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第1項、第2項 (店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)         処 分 基 準:別紙2のとおり         間 合 せ 先:生活安全部生活安全企画業許可等事務審査室風俗営業係(電話 075-451-9111 内線3035)         備 考: |     |      |                   |
|---|-----|------|-------------------|
| 原権者 (委任先) : 京都府公安委員会 法 令 の 定 め: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第1項、第 2項 (店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)  処 分 基 準: 別紙2のとおり  間 合 せ 先: 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)   | 根 拠 | 条    | 項:第30条第2項         |
| 法 令 の 定 め:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条第1項、第 2項 (店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)  処 分 基 準:別紙2のとおり  間 合 せ 先:生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)   | 処 分 | の概   | 要:店舗型性風俗特殊営業の廃止命令 |
| 2 項 (店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)  処 分 基 準:別紙2のとおり  問 合 せ 先:生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)   | 原権者 | (委任先 | E) : 京都府公安委員会     |
| 問 合 せ 先:生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係<br>(電話 075-451-9111 内線3035)   |     |      |                   |
| 問 合 せ 先:生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係<br>(電話 075-451-9111 内線3035)   |     |      |                   |
| 問 合 せ 先:生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係<br>(電話 075-451-9111 内線3035)   |     |      |                   |
| (電話 075-451-9111 内線3035)  | 処 分 | 基    | 準:別紙2のとおり         |
| (電話 075-451-9111 内線3035)  |     |      |                   |
| 備 考:  | 問合  | 七    |                   |
|   | 備   |      | 考:                |
|   |     |      |                   |
|   |     |      |                   |